

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊福島駐屯地
第387会計隊長 佐藤 光

下記のとおり一般競争入札(不用物品売払)を実施するので、入札心得等関係事項を承知した上で参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件 名	規 格	数量	単位	搬出期限	搬出場所
使用済車両売払い 仕様書のとおり 【車種(14UN)は別紙第1、別紙第2及び別紙第3内訳書のとおり】				代金納付の日から5日以内 (令和8年7月31日までに搬出)	陸上自衛隊 福島駐屯地

現場確認をしていない者は入札に参加できないため注意されたい。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度の全省庁統一資格において「物品の買受け」で、「C」等級以上に格付けされた者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係にある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造又は役務請負若しくは物品の買受けについて防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の再委託については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (8) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が行う公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- (9) 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)(以下「自動車リサイクル法」という。)に規定する「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破砕業」のすべてを有する者であること。
- (10) 当該自動車の輸送を除き、再委託は一切認めない。自動車の輸送を再委託する場合に限り、入札時までに入札及び契約心得に従い、入札及び契約心得別紙様式第16-1「再委託承認申請(届出)書」(以下「再委託承認申請書」という。)を提出し、契約担当官等の承認を受けるものとする。 注意：再委託者として承認された者は、本入札に参加できない。再委託承認申請書に中小受託事業者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、契約担当官等は再委託承認申請の承認に当たって、再委託承認申請書に記載された中小受託事業者に電話等により再委託の事実を確認し、確認ができなかった場合は当該再委託を承認しない。電話等による確認期間：提出時から令和8年6月9日12時00分まで(上記確認期間以降に再委託承認申請書を提出した場合、当該再委託を承認しない)
- (11) 下記の書類を令和8年6月5日12時00分までに提出した者であること(FAX、郵送、e-mail可)
 - ア 自動車リサイクル法第42条第1項に規定する引取業者の資格の写し
 - イ 同法第53条第1項に規定するフロン類回収業者の資格の写し
 - ウ 同法第60条第1項に規定する解体業者の資格の写し
 - エ 同法第67条第1項に規定する破砕業者の資格の写し
 - オ 自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化の業務を実施する共同事業体(以下「受託共同事業体」という。)に所属する自動車リサイクル法第31条第1項に規定する解体業者又は破砕業者(以下「全部再資源化事業者」という。)であつて、入札開始前までに自らが受託共同事業体に所属する事業者であり、受託共同事業体を構成する事業者の一覧を示した書類
 - カ 全省庁統一競争参加資格の資格審査結果通知書の写し
- (12) 受託共同事業体を構成する事業者の中に、過去の自衛隊専用自動車等の解体・破砕及び売払い等に係る契約において、解体証明書、破砕証明書その他の契約の履行を確認するために提出を求められた書類が履行期限を超えて未提出でない者
- (13) 自動車リサイクル法第31条第1項に規定する全部再資源化により入札の公告日から過去3年間に100台以上の自動車を処分した実績があり、入札開始前までに公告日から最近100台分の全部再資源化によって処分した自動車の処理台数を示す書類の写し

3 契約条項等

- (1) 基本契約条項
標準契約書「不用物品売払契約条項」
- (2) 特約条項
「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「売払い物品の解体に関する特約条項」

4 現場説明会・現場確認の日時及び場所

現場説明会は実施しない。

現場確認は下記の間中随時実施するので、入札参加者は事前調整の上、必ず実施すること。この際、本公告末尾に記載の問い合わせ先(現場(物品)に関する問い合わせ)まで事前に連絡すること。

現場確認期間：令和8年5月26日(火)～令和8年6月5日(金) ※土日、祝日除く

5 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和8年6月11日(木) 10時00分
 (2) 場 所 : 陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊入札室
 (3) 郵便入札 : 郵送等による入札は事前に担当(菅野)まで連絡し、到着の有無を業者の責において確認する。
 その際、件名を記入した内封筒に入札書を入れて封印し、内封筒に会社名、入札日時、入札件名を記載し「公告番号・入札書在中」と表記した封筒に入れて郵送する。
令和8年6月10日(水) 16時00分まで本官の手許に到着したものに限り。

6 保証金等

- (1) 入札保証金: 免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札した金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
 (2) 契約保証金: 免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

7 違約金・契約や法令に違反した場合の処置等

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収することができる。
 (2) 契約違反が認められた場合は、指名停止措置の上申の措置を取る等、厳正に対処する。
 (3) 契約相手方(中小受託事業者を含む。)が、自動車リサイクル法その他の法令に違反する事実を把握した場合は、指揮系統を通じて陸上幕僚監部監理部会計課経理班に報告する。

8 落札決定方法

消費税抜きの総額で入札する。入札書には消費税抜きの金額を記載すること。

当隊の予定価格以上の最高価格の入札者をもって落札とする。ただし、同額の入札がある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札
 (2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明し難い入札
 (3) その他入札に関する条件に違反した入札
 (4) 入札に付する事項に変更又は修正が発生し、変更の公告がなされた場合において、その確認をし、変更又は修正をしていない者の入札
 (5) 入札書に「暴力団排除に関する誓約書」に同意した旨の記載又は誓約書の提出及び「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等に同意する旨の記載がない者の入札
 (6) **現場確認をしていない者の入札**

10 契約書の作成

- (1) 契約金額の如何に係わらず、落札決定後遅滞なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式により仕様書を添付した契約書を作成する。契約金額の内訳については、車両ごと設定した単価×数量の合計額とする。
 (2) 契約書には、不用物品売払契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項に関する特約条項及び売払い物品の解体に関する特約条項を付す。
 (3) 売払い物品の解体に関する特約条項における第1条の表中「番号」を「車台番号」に、第3条を「第1条に掲げる売払い物品の所有権は、乙が甲に対して必要な提出書類を届け出て、甲が承認したときをもって甲から乙に移るものとする」として使用する。

11 その他

- (1) 当隊所定の「**入札心得等**」を熟知の上参加すること。
 (「東北方面会計隊」のホームページに掲載 <http://www.mod.go.jp/gsdf/neae/koukoku/fin/>)
 (2) 入札日時に遅れた者の入札は認めない。
 (3) 代表者以外の者が入札に参加する場合は、入札開始時までに「委任状」を提出すること。
 (4) 電報・電話・FAX等による入札は認めない。
 (5) 再度入札について
 ア 初度入札で郵便入札があった場合は令和8年6月17日14時00分を実施する。
 イ 再度入札による郵便入札受領期限は令和8年6月17日10時00分までとする。
 ウ 郵便入札による参加がない場合は直ちに再度入札を実施するため、入札書の予備を持参すること。
 (6) 提出書類については仕様書及び調達要領指定書を熟読し、提出時期を必ず遵守すること。
 (7) 契約締結後、契約相手方、車種等の契約に係る細部情報について、自衛隊等のホームページ上に掲載する。

入札に関する事項の問い合わせ先

陸上自衛隊福島駐屯地 第387会計隊 契約班

T E L 0 2 4 - 5 9 3 - 1 2 1 2 (内線 5 6 4)

F A X 0 2 4 - 5 9 3 - 1 2 1 2 (内線 3 4 8)

担 当 者 : 菅 野 (かんの)

現場(物品)に関する問い合わせ

陸上自衛隊福島駐屯地 業務隊 補給科

T E L 0 2 4 - 5 9 3 - 1 2 1 2 (内線 3 3 2)

担 当 者 : 小賀坂 (こがさか)

使用済車両一覧表

NO	車 種	車 番	車台番号	リサイクル券番号	不用決定根拠	型式	備考
1	高機動車	06-1667	BXD10-0003773	0404-0057-0051	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ B X D 1 0 V	
2	高機動車	06-1670	BXD10-0003776	0404-0057-0060	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ B X D 1 0 V	
3	高機動車	06-1673	BXD10-0003779	0404-0057-0075	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ B X D 1 0 V	
4	高機動車	06-6478	XCD10-0001409	0404-0057-0185	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ X C D 1 0	
5	高機動車	06-2252	XCD10-0001955	0404-0057-9331	陸幕武化第 4 1 4 号 (6 . 9 . 2)	トヨタ B X D 1 0 V	
6	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4276	BXD10-0002240	0404-0056-9952	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ B X D 1 0 V	
7	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4277	BXD10-0002241	0404-0056-9961	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ B X D 1 0 V	
8	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4304	BXD10-0002575	0404-0056-9976	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ B X D 1 0 V	
9	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4305	BXD10-0002576	0404-0056-9989	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ B X D 1 0 V	
10	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4306	BXD10-0002577	0404-0056-9990	陸幕武化第 2 3 8 号 (5 . 5 . 2 9)	トヨタ B X D 1 0 V	
11	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4307	BXD10-0002578	0404-0057-1430	陸幕武化第 3 3 4 号 (5 . 7 . 5)	トヨタ B X D 1 0 V	
12	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4321	BXD10-0002900	0404-0057-1445	陸幕武化第 3 3 4 号 (5 . 7 . 5)	トヨタ B X D 1 0 V	
13	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4322	BXD10-0002901	0404-0057-1454	陸幕武化第 3 3 4 号 (5 . 7 . 5)	トヨタ B X D 1 0 V	
14	重迫けん引車 (1 2 0 mm 迫撃砲 R T 用)	50-4323	BXD10-0002902	0404-0057-1463	陸幕武化第 3 3 4 号 (5 . 7 . 5)	トヨタ B X D 1 0 V	

装備品等名:高機動車(基準車)(平成11年度以降納入車)

5台分

(単位:kg)

品名 構成 (等級)	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	鋳物	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮	鋳物							
エンジン	853.3	434.5	47.5	42.5		21.0	2.5			153.5			2.5	145.0	1,702.3	
エンジン付属装置			95.5	1.0									1.5	110.0	208.0	
電気系統				1.0										145.0	146.0	
動力伝導装置	1,658.9		21.0	63.5	16.0					191.0			5.0	80.0	2,035.4	
ブレーキ装置	238.5		10.5											80.0	329.0	
懸架装置	1,484.0													185.5	1,669.5	
操向装置	265.0									0.5				80.0	345.5	
フレーム及びボディー	10.5	1,431.0	371.0	1,745.0			11.5	0.9		16.0		90.0	50.0	855.0	4,580.9	
シエルタ															0.0	
ウインチ															0.0	
ホイール		345.0												135.0	480.0	
タイヤ													700.0		700.0	
バッテリー											215.0				215.0	
その他				3.5										625.5	629.0	
計	4,510.2	2,210.5	545.5	1,856.5	16.0	21.0	14.0	0.9	0.0	361.0	215.0	90.0	759.0	2,441.0	13,040.6	

装備品等名:高機動車(重迫けん引車)(平成7年度以降納入車)

9台分

(単位:kg)

品名 構成 (等級)	鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未 価値品	計	備考
	鋳物	特級	1級	2級	級外	上	並	真鍮	鋳物							
エンジン	1,449.0	738.0	81.0	72.0		36.0	4.5			261.0			4.5	243.0	2,889.0	
エンジン付属装置			162.0	1.8									2.7	186.3	352.8	
電気系統				1.8										245.7	247.5	
動力伝導装置	2,817.0		36.0	108.0	27.0					324.0			9.0	135.0	3,456.0	
ブレーキ装置	405.0		18.0											135.0	558.0	
懸架装置	2,520.0													315.0	2,835.0	
操向装置	450.0													135.0	585.0	
フレーム及びボディー	18.0	2,430.0	630.0	3,258.0			19.8	18.0		27.0		153.0	81.0	1,494.0	8,128.8	
シェルタ															0.0	
ウインチ															0.0	
ホイール		621.0												243.0	864.0	
タイヤ													1,260.0		1,260.0	
バッテリー											387.0				387.0	
その他				6.3										882.0	888.3	
計	7,659.0	3,789.0	927.0	3,447.9	27.0	36.0	24.3	18.0	0.0	612.0	387.0	153.0	1,357.2	4,014.0	22,451.4	

使用済車両内訳書（材質別重量区分）

No.	品 名		数 量	単位	単価	金額
1	鉄	鋳物	12,169.2	kg		
2		特級	5,999.5	kg		
3		1 級	1,472.5	kg		
4		2 級	5,304.4	kg		
5		級外	43.0	kg		
		上	57.0	kg		
6	銅	並	38.3	kg		
7	真鍮		18.9	kg		
8	アルミ		973.0	kg		
9	鉛		602.0	kg		
1 0	ガラス		243.0	kg		
1 1	ゴム		2,116.2	kg		
1 2	未価値品		6,455.0	kg		
	合 計		35,492.0			